

# スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙  
2007年8月25日(土)  
第27号  
教育宣伝部発行/教宣部長 岡崎広

## 第9回支部委員会報告

### 第4回墨田支部定期大会 日程決まる

8月24日、業平詰所において第9回支部委員会が開催されました。議案については、この間報告している“技能主任選考に関わる昇任率”、“被服貸与のあり方の見直し”、“休息・休憩時間の見直し”の協議における更なる意思統一を行い、更に来月当局に提出する予定の“平成20年度予算要求”についての策定方法の確認を行いました。また、規約上10月に開催されることとなる支部定期大会について、日程や規約の改正(案)等について協議を行い、承認がされました。

#### (1) 大会日程について

規約第15条により、定期大会を下記の日程で開催することとする。

日時 2007年10月17日(水) 2G 15時15分受付、30分開始  
会場 すみだ清掃事務所 3階休憩室

第15条 定期大会は、毎年10月に開催し、執行委員長が召集する。但し、執行委員会が必要と認めた時は、5ヶ月以内の範囲において定期大会を延期することができる。

#### (2) 大会代議員の選出比率について

代議員の選出比率は、各班2名とする。ただし、粗大+軽小+指導から4名、事業所から3名とし、合計19名とする。

第14条 代議員は、組合員中より選出する。

②支部委員は代議員になれない。

③代議員の選出比率は、執行委員会でその都度定める。

#### (3) 規約等の改正について(案)

現行	改正(案)
規約 (専門部等)	

第26条 執行委員会に専門部をおき、次の各専門部をもって業務を行う。

- 1 財政部
- 2 組織部
- 3 賃金部
- 4 現業部
- 5 教育宣伝部
- 6 共闘部

(執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、専門部長の選出)

第30条 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、専門部長は、執行委員会中から互選により選出し、大会で承認を得る。

#### 役員選挙規定

(選挙の区域)

第12条

② 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、専門部長は、執行委員会中から互選により選出し、大会で承認を得る。

#### 専門部業務分掌規則

(業務分掌)

- 2 組織部
  - (1) 各級機関の強化に関すること
  - (2) 各級、各種組織活動の指導及び点検・組合名簿に関すること
  - (3) 職場闘争の指導・調査に関すること
  - (4) 組合の統制に関すること
  - (5) 闘争態勢の確立ならびに動員の掌握・指導に関すること。
  - (6) 動員器材の管理・保管に関するこ

第26条 執行委員会に専門部をおき、次の各専門部をもって業務を行う。

- 1 財政部
- 2 組織共闘部
- 3 賃金部
- 4 現業部
- 5 教育宣伝部

第30条 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、専門部長は、執行委員会中から候補者を定め、大会において代議員の直接無記名投票によって選出する。

第12条

② 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、専門部長は、執行委員会中から候補者を定め、大会において代議員の直接無記名投票によって選出する。

- 2 組織共闘部
  - (1) 各級機関の強化に関すること
  - (2) 各級、各種組織活動の指導及び点検・組合名簿に関すること
  - (3) 職場闘争の指導・調査に関すること
  - (4) 組合の統制に関すること
  - (5) 闘争態勢の確立ならびに動員の掌握・指導に関すること。

と。 (7) 弾圧態勢に関すること	(6) 動員器材の管理・保管に関すること。
6 共闘部 (1) 組合員の福利厚生に関わること (2) 清掃行政にかかわる住民・市民団体との連絡・調整に関すること (3) 他団体、他労組、政党、民主団体との連絡・調整に関すること (4) 自治研、政策、議会対策に関すること	(7) 弾圧態勢に関すること <u>(8) 清掃行政にかかわる住民・市民団体との連絡・調整に関すること</u> <u>(9) 他団体、他労組、政党、民主団体との連絡・調整に関すること</u> <u>(10) 自治研、政策、議会対策に関すること</u>
役員定数及び選挙区に関わる規則 (役員の定数) 第2条 役員の定数は、次の各号に掲げるとおりである。	第2条 役員の定数は、次の各号に掲げるとおりである。
1 執行委員長 1人 2 副執行委員長 3名以上若干名 3 書記長 1人 4 書記次長 1人 5 財政部長 1人 6 組織部長 1人 7 賃金部長 1人 8 現業部長 1人 9 教育宣伝部長 1人 10 共闘部長 1人 11 執行委員 上記1～10を含む25名以上若干名 12 会計監査 2人	1 執行委員長 1人 2 副執行委員長 3名以上若干名 3 書記長 1人 4 書記次長 1人 5 財政部長 1人 6 <u>組織共闘部長 1人</u> 7 賃金部長 1人 8 現業部長 1人 9 教育宣伝部長 1人 10 執行委員 上記1～9を含む25名以上若干名 11 会計監査 2人

**(4) 支部委員の選出について**

支部委員の定数は今年度同様18名とする。選出方法は、基本的に現任者とする。欠員は別途対応。

第20条 支部委員は、毎年9月1日現在の組織員数によって定数を定め、執行委員長の指定した期日に、組合員中から選出し、大会の承認を得る。

②前項の「支部委員の定数」は、執行委員会にて定める。

第4回定期大会関連については、以上4点にわたり支部委員会での確認がされました。今後、執行委員会のなかで活動方針(案)や会計予算(案)を確認し、次回の支部委員会に提案します。支部委員会での確認がされれば組合員の皆さんに諮り、大会で議論を行う運びとなります。

なお、第4回定期大会は、時間内組合活動の見直しにより時間内に有給職免で行うことのできる最後の定期大会となります。恒常的な機関運営である執行委員会、支部委員会も同様に、11月以降は時間内有給職免は使用できません。仮に時間内に行うとすれば無給での参加となり、補償等の額を考えればそれは現実的ではないと考えています。

当局が各会議体によって、時間内に我々にかかる合理化を画策していることを踏まえれば極めて不当な状況となりますが、しかし、機関運営を行わなければそれは労働条件の放棄となり、当局の一方的な攻撃を受け入れざるを得なくなることとなります。

したがって、定期大会へ向けた議論と併せ、11月以降の機関運営の開催方法等についても同時に検討していかなければなりません。今後、支部財政の推移の分析などを行いながら、今後の機関運営のあり方について、執行委員会、支部委員会のなかで議論し、時間内組合活動の見直しによる組織の弱体化とならないよう運営方法を確立していきます。

**平成20年度予算要求を提出します**

区当局の予算編成の動きにあわせ、我々の要求を当局に提出していきます。その後、平成20年度作業計画策定闘争、人員要求闘争に入っていくこととなりますので、9月上旬には提出したいと考えています。別紙・表「2008年度予算要求書」の各項目に対し、皆さんの要求を記入し、提出をお願いします。それを集約し、執行委員会で検討のうえ当局に提出していきます。

8月30日に支部三役専門部長会議を予定していますので、29日までに回収BOXか執行委員まで提出をお願いします。